

京都府・京都市等の窓口紹介

2019 年度 Vol.2 (通番 19 号)
医療政策関連情報



社会的支援が必要な患者をつなぐ相談窓口

協会が行った 2018 年度地区懇アンケート「社会的支援を必要とする患者の事例について」では、多くの事例が寄せられるとともに、実際にどこへ相談を持ち掛けてよいものかわからないというご意見をいただきました（京都保険医新聞第 3061 号既報、P13）。そこで、主に京都府と京都市が設置している相談窓口などを紹介します。詳しくは窓口にお尋ね下さい。

■生活困窮により医療費が払えないなど

1. 生活保護の相談 <https://www.pref.kyoto.jp/seikatsuhogo/index.html>

生活保護に関する相談は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所の生活保護担当課にご相談ください。京都市内にお住まいの方は、最寄りの区役所にご相談ください。

2. 医療費の一部負担金の減免

国民健康保険法第 44 条により、市町村は「特別の理由があり、生活が著しく困難となった場合で『支払いが困難』と認められれば、医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担を減免もしくは支払いを猶予することができる」とされています。

減免の基準と減免額については市町村が決めますが、下記のような理由により生活が困難となった方が対象となります。

- ① 災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害
- ② 干ばつ等による農作物の不作、不漁等により収入が減少
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少

市町村の国保課に申請して減免証明書をもらい、受診医療機関に提出します。自治体によっては「減免規定がない」と申請を受け付けないことがありますが、厚生労働省は「条例になくとも国保法第 44 条に基づいて申請は受け付けなくてはならない」としています。（※）※は、全国生活と健康を守る会連合会『くらしに役立つ制度のあらまし』より引用。

3. 無料低額診療事業

社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号の規定により、生計困難者が、経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が独自に、無料又は低額で診療を行う事業です。対象者や減免の範囲は、実施する医療機関によって異なりますので、詳しくは実施機関にお尋ねください。

＜京都府＞ <https://www.pref.kyoto.jp/ss-shien/muryouteigakusinryou.html>

京都府内（京都市を除く）（平成 30 年 4 月 1 日現在）無料低額診療事業実施機関一覧

1 宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54-2	0774-32-6000
2 京都協立病院	綾部市高津町三反田 1 番地	0773-42-0440
3 済生会京都府病院	長岡京市今里南平尾 8	075-955-0111
4 丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷 158-1	0772-62-0791
5 富井眼科診療所長岡分院	長岡京市友岡 4-21-13	075-959-5200

6 長岡病院	長岡京市友岡 4-18-1	075-951-9201
7 まいづる協立診療所	舞鶴市字上安小字水力 199-30	0773-76-7883
8 美山診療所	南丹市美山町安掛下 8	0771-75-1113

＜京都市＞ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000220511.html>

京都市内（平成 29 年 6 月 1 日現在）無料低額診療施設一覧

1 京都博愛会病院	北区上賀茂ケシ山 1 番地	075-781-1131
2 富田病院	北区小山下内河原町 56 番地	075-491-3241
3 西陣病院	上京区五辻通六軒町西入溝前町 1035 番地	075-461-8800
4 京都桂病院	西京区山田平尾町 17 番地	075-391-5811
5 上賀茂診療所	北区上賀茂藤ノ木町 21 番地	075-781-1409
6 かも川診療所	北区出雲路俵町 15 番地	075-231-3803
7 紫野協立診療所	北区紫野西野町 60 番地 5	075-431-6171
8 紫野協立診療所 歯科外来	北区紫野西野町 60 番地 5	075-411-2801
9 西七条診療所	下京区朱雀裏畑町 73 番地	075-313-0401
10 上京診療所	上京区千本通寺之内下ル花車町482番地の2	075-432-1261
11 仁和診療所	上京区仁和寺街道御前西入下横町 217 番地	075-462-1510
12 仁和診療所 歯科外来	上京区仁和寺街道御前西入下横町 217 番地	075-464-6325
13 京都民医連中央病院	右京区太秦土本町 2 番 1	075-861-2670
14 朱雀診療所	中京区西ノ京永本町 19 番地	075-821-3282
15 京都民医連太子道診療所	中京区西ノ京小堀池町 18 番地の 1	075-822-2660
16 吉祥院病院	南区吉祥院井ノ口町 43 番地の 1	075-672-1331
17 九条診療所	南区東九条上御霊町 2 番地	075-691-7588
18 九条診療所 歯科外来	南区東九条上御霊町 2 番地	075-691-5131
19 久世診療所	南区久世殿城町 33 番地	075-921-3535
20 春日診療所	右京区西院下花田町 21 番地	075-311-3176
21 富井眼科診療所	右京区西院高山寺町 11 番地	075-311-2308
22 京都民医連あすかい病院	左京区田中飛鳥井町 89 番地	075-701-6111
23 京都民医連あすかい診療所歯科	左京区田中飛鳥井町 43 番地の 7	075-706-6577
24 川端診療所	左京区川端通り夷川上る新生洲町 100 番地	075-771-6298
25 京都民医連洛北診療所	左京区岩倉忠在地町 529 番地	075-723-0960
26 東山診療所	東山区今熊野宝蔵町 43 番地	075-561-5500
27 大宅診療所	山科区大宅早稲ノ内町 2 番地	075-581-5207
28 中央診療所	中京区三条通高倉東入柳屋町 58 番地, 56 番地	075-211-4502
29 川越病院	左京区浄土寺馬場町 48 番地	075-771-2972
30 嵯峨野病院	右京区鳴滝宇多野谷 9 番地	075-464-0321
31 京都南西病院	伏見区久我東町 8 番地の 22	075-922-0321
32 伏見桃山総合病院	伏見区下油掛町 895 番地	075-621-1111

33 京都城南診療所	伏見区竹田真幡木町 115 番地	075-623-1110
34 京都予防医学センター付属診療所	中京区西ノ京左馬寮町 28 番地	075-811-9131

■認知症に関する相談 <http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engou/13900004.html>

認知症高齢者に関する相談窓口 [高齢者のための府政ガイド]

1. 認知症に関する電話相談（京都府認知症コールセンター）

認知症に関する知識や介護の仕方など、なんでもお気軽にお尋ねください。少しでも、心が軽くなり、元気を出してもらえるよう、認知症介護経験者がていねいにお聴きします。

電話番号：0120-294-677（フリーダイヤル）

相談日時：平日（月曜日～金曜日）の 10 時 00 分～15 時 00 分（※土曜日、日曜日、祝祭日、お盆（8 月 13 日～8 月 16 日）、年末年始（12 月 27 日～1 月 5 日）を除く）

相談料：無料

相談員：認知症介護経験者（「公益社団法人認知症の人と家族の会」京都府支部の会員）

2. 介護保険事業所における相談（認知症あんしんサポート相談窓口）

地域事情を踏まえた相談ができる身近な相談窓口として、地域密着型の介護保険事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）において「認知症あんしんサポート相談窓口」を府内 63 箇所で開催しています。認知症に関する不安や悩み、介護の方法等について、認知症ケアに習熟した施設職員が個別に丁寧に対応しますので、お気軽にお尋ねください。

お問い合わせ先など、詳しくは「きょうと認知症あんしんナビ」をご覧ください。

3. 認知症疾患医療センターにおける医療相談

認知症に関する専門的医療相談等を実施するため、「認知症疾患医療センター」を設置しています。

このセンターは、医療機関や地域包括支援センター等から紹介を受けた認知症の疑いのある高齢者に対し、総合的な医学的診断を行い、治療方針などを決定した上で、適切な助言を行うことにより、早期治療や介護につなげています。詳しくは、下記のセンターへお問い合わせください。

認知症疾患医療センター専用電話番号		
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（地域型）	舞鶴市字行永 2410	0773-62-1710
京都府立医科大学附属病院（基幹型）	京都市上京区河原町通広小路の梶井町 465	075-251-5566
京都府立医科大学附属北部医療センター（地域型）	与謝郡与謝野町字男山 481	0772-46-4701
京都中部総合医療センター（地域型）	南丹市八木町八木上野 25	0771-42-2510
一般財団法人療道協会西山病院（地域型）	長岡京市今里 5-1-1	075-955-2229
京都府立洛南病院（地域型）	宇治市五ヶ庄広岡谷 2	0774-32-5960
医療法人栄仁会宇治おうばく病院（地域型）	宇治市五ヶ庄三番割 32-1	0774-32-8226
京都山城総合医療センター（地域型）	木津川市木津駅前 1-27	0774-72-6363

※基幹型：地域型の機能に加えて、身体合併症など救急・急性期医療に対応できる医療機関

地域型：認知症の専門医療相談及び認知症医療に関する地域連携の中核となる医療機関

4. 若年性認知症に関する電話相談（京都府若年性認知症コールセンター）

若年性認知症は、老年性の認知症に比べ、病状の進行が早いとされる一方、更年期障害やうつ病などの病気と勘違いしやすく、診断までに時間がかかることも少なくありません。おかしいなと思ったら、お気軽にご相談ください。

電話番号：0120-134-807（フリーダイヤル）

相談日時：平日（月曜日～金曜日）の 10 時 00 分～15 時 00 分（※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

相談料：無料

相談員：専門職

5. 京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援チーム（おれんじブリッジ）における相談

京都府では、若年性認知症の方やそのご家族等からの相談に応じ、利用できる制度やサービスを紹介するとともに、関係機関と連絡調整を行う若年性認知症支援コーディネーターを京都府こころのケアセンターに配置しています。若年性認知症の人やご家族、支援者など、お気軽にお問合せください。

電話番号：0774-32-5885

相談日時：月曜～金曜日（年末年始・祝日除く）9:00～12:00/13:00～15:00

※土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

相談料：無料

相談員：専門職

6. 市町村や地域包括支援センターなど

認知症高齢者の介護者の負担軽減を図るために、平成 12 年度からスタートした介護保険制度や、市町村が実施主体となったいろいろな福祉事業が実施されています。

なかでも、地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職が連携し、地域で暮らす高齢者の皆様を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的な支援を行っています。詳しくは、市町村の保健衛生担当課や老人福祉担当課、保健センター、地域包括支援センターへお問い合わせください。

相談窓口以外の認知症の施策

きょうと認知症あんしんナビ

本人、家族、医療・介護の専門職、行政職員など、それぞれの立場にとって有用な情報を一元的に発信するポータルサイトです。詳しくは、「きょうと認知症あんしんナビ」をご覧ください。<http://www.kyoto-ninchisho.org/>

認知症カフェ

もの忘れなどが原因で生活に不安のある人あるいはそのご家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。ご本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、そして地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことで。詳細は、きょうと認知症あんしんナビをご覧ください。

＜京都市＞ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000244599.html>

京都市認知症初期集中支援事業

認知症ケアについては、早期対応の遅れから認知症の症状が進行し、生活に支障が生じてから医療機関を受診されるなど「事後的な対応」となるケースや初期における継続的なアセスメントが不十分であり、必ずしも適切な支援につながっていないケースがあることが課題となっています。

そのため、京都市では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置しております。

京都市における認知症初期集中支援チームについて

対象区	所在地	電話番号（直通）
北区・上京区	京都市北区上賀茂ケシ山 1（京都博愛会病院内）	075-706-6631
左京区	京都市左京区浄土時馬場町 48（川越病院内）	075-754-1010
中京区	京都市右京区太秦土本町 2 番 1（京都民医連中央病院内）	075-861-2670
山科区	京都市山科区小北溝町 32-1（洛和会音羽リハビリテーション病院内）	075-582-5535
下京区・南区・東山区	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5（康生会武田病院内）	075-361-0300
右京区	京都市右京区常盤古御所町 2 番地（京都双岡病院内）	075-881-2810
西京区（洛西含む）	京都市西京区山田平尾町 17（京都桂病院内）	075-392-2848
伏見区（深草・醍醐含む）	京都市伏見区下鳥羽広長町 101 番地（蘇生会総合病院内）	075-621-3305

■高齢者の介護に関する相談 <https://www.pref.kyoto.jp/kourei-engu/13900035.html>

地域包括支援センター [高齢者のための関係機関]

京都府内の地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号
向日市中地域包括支援センター	向日市寺戸町西野辺 1-7 向日市福祉会館内	075-921-1550
向日市南地域包括支援センター	向日市上植野町五ノ坪 1-2	075-921-0061
向日市北地域包括支援センター	向日市物集女町中海道 19-5	075-934-6887
長岡京市東地域包括支援センター	長岡京市神足 2-3-1 バンビオ 1 番館 2 階	075-963-5508
長岡京市南地域包括支援センター	長岡京市友岡 4 丁目 114	075-957-1119
長岡京市北地域包括支援センター	長岡京市井ノ内朝日寺 23	075-955-9007
長岡京市西地域包括支援センター	長岡京市奥海印寺走田 1-1	075-323-7889
大山崎町地域包括支援センター	乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々 10-2	075-952-6533
東宇治北地域包括支援センター	宇治市木幡金草原 43	0774-33-8270
東宇治南地域包括支援センター	宇治市五ヶ庄折坂 5-149	0774-38-1250

中宇治地域包括支援センター	宇治市宇治琵琶 1-3	0774-28-3180
北宇治地域包括支援センター	宇治市小倉町西畑 1-4	0774-21-8123
西宇治地域包括支援センター	宇治市小倉町山際 63-1	0774-28-6180
南宇治地域包括支援センター	宇治市大久保町平盛 91-3	0774-45-1544
城陽市中部地域包括支援センター	城陽市寺田水度坂 130 鴻の巣会館内	0774-54-7330
城陽市西部地域包括支援センター	城陽市富野西垣内 1-19	0774-55-7222
城陽市北部地域包括支援センターひだまり	城陽市平川浜道裏 20-1 特別養護老人ホーム内	0774-55-5180
久御山町地域包括支援センター	久世郡久御山町島田ミスノ 11	075-631-0033
八幡市地域包括支援センターやまばと	八幡市男山金振 24-1	075-982-8000
八幡市地域包括支援センター 梨の里	八幡市八幡柿木垣内 25-1	075-982-0125
八幡市地域包括支援センター 美杉会	八幡市男山泉 19	075-971-3576
八幡市地域包括支援センター有智の郷	八幡市内里北ノ口 5 番地 1	075-972-1000
京田辺市地域包括支援センター	京田辺市草内五ノ坪 6 (老人福祉センター常磐苑内)	0774-68-1310
京田辺市地域包括支援センター	京田辺市田辺 80 (京田辺市役所高齢介護課内)	0774-63-1268
京田辺市地域包括支援センター	京田辺市大住内山 7 (老人福祉センター宝生苑内)	0774-68-0705
井手町地域包括支援センター	綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本 13	0774-82-3690
宇治田原町地域包括支援センター	綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10	0774-88-3719
木津川市地域包括支援センター木津東	木津川市木津南垣外 40-8	0774-75-2003
木津川市地域包括支援センター木津西	木津川市相楽山松川 42-2	0774-75-1294
木津川市地域包括支援センター 加茂	木津川市南加茂台 6-3	0774-76-0001
木津川市地域包括支援センター 山城	木津川市山城町上狛天竺堂 1-1	0774-86-3500
笠置町地域包括支援センター	相楽郡笠置町大字笠置小字隅田 27 (つぎでらす内)	0743-95-2890
和束町地域包括支援センター	相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2	0774-78-3006
精華町北部地域包括支援センター	相楽郡精華町大字南稲八妻小字笛竹 41	0774-94-5677
精華町南部地域包括支援センター	相楽郡精華町大字南稲八妻小字砂留 22-1	0774-94-4573
南山城村地域包括支援センター	相楽郡南山城村大字北大河原小字大稲葉 4-10	0743-93-0294
亀岡地域包括支援センター	亀岡市旅籠町 29	0771-29-5155
南部地域包括支援センター	亀岡市曾我部阿西条下壇ノ上 3-1 コーボ光	0771-23-1600
中部地域包括支援センター	亀岡市稗田野町柿花畑ケ中 17	0771-25-7550
西部地域包括支援センター	亀岡市本梅町平松ナベ倉 12	0771-26-0056
川東地域包括支援センター	亀岡市河原林町河原尻上砂股 100	0771-25-0863
篠地域包括支援センター	亀岡市篠町篠下中筋 45-3	0771-25-3841

つつじヶ丘地域包括支援センター	亀岡市西つつじヶ丘大山台 1 丁目 16-3	0771-22-9336
南丹地域包括支援センター園部事務所	南丹市園部阿小桜町 47(南丹市福祉事務所内)	0771-68-3150
南丹地域包括支援センター八木事務所	南丹市八木町西田山崎 17	0771-43-0551
南丹地域包括支援センター日吉事務所	南丹市日吉町保野田垣ノ内 11	0771-72-0214
南丹地域包括支援センター美山事務所	南丹市美山町安掛下 8	0771-75-1006
京丹波町地域包括支援センター	船井郡京丹波町和田田中 6-1	0771-86-1370
福知山市地域包括支援センター	福知山市字内規 13-1	0773-24-7073
夜久野地域包括支援センター	福知山市夜久野額田 19-2 夜久野ふれあいプラザ内	0773-37-1108
川口地域包括支援センター	福知山市字野花 870 川口地域公民館内	0773-45-3904
成和地域包括支援センター	福知山市字拝師 446 成和地域公民館内	0773-45-3906
大江地域包括支援センター	福知山市大江町河守 285 大江支所内	0773-56-1106
六人部地域包括支援センター	福知山市字多保市 162-2 六人部地域公民館内	0773-45-3905
三和地域包括支援センター	福知山市三和町千束 515 三和支所内	0773-58-3010
桃映地域包括支援センター	福知山市字堀小字大岩谷 3374	0773-22-2126
日新地域包括支援センター	福知山市前田 1661-11	0773-45-3227
綾部市地域包括支援センター	綾部市若竹町 8-1	0773-42-4262
綾部市東部地域包括支援センター	綾部市十倉名畑町欠戸 29-1	0773-21-5295
綾部市中部地域包括支援センター	綾部市川糸町南古屋敷 5-1	0773-43-2888
綾部市西部地域包括支援センター	綾部市栗町土居ノ内 31	0773-21-5011
大浦・朝来・志楽地域包括支援センター	舞鶴市字安岡小字中山 1076	0773-64-0086
倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター	舞鶴市字行永 1792	0773-77-5002
新舞鶴・三笠地域包括支援センター	舞鶴市字浜 606	0773-77-5001
中舞鶴地域包括支援センター	舞鶴市字余部下 1167 舞鶴市中総合会館 3 階	0773-77-5003
城北地域包括支援センター	舞鶴市字南田辺 1	0773-77-5004
城南地域包括支援センター	舞鶴市女布 406-3	0773-77-5005
加佐地域包括支援センター	舞鶴市字八田 962	0773-82-9303
宮津市地域包括支援センター	宮津市字浜町 3012	0772-45-1620
宮津市北部地域包括支援センター	宮津市字江尻 267-3	0772-27-0233
伊根町地域包括支援センター	与謝郡伊根町字日出 646	0772-32-3041
与謝野町地域包括支援センター	与謝郡与謝野町字加悦 433	0772-43-9021
京丹後市地域包括支援センター	京丹後市峰山町杉谷 691	0772-69-0330
京丹後市地域包括支援センターあみの	京丹後市網野町網野 385-1	0772-69-0343

京都市内の高齢者サポート（地域包括支援センター）

名称	所在地	電話番号
高齢サポート・原谷	北区平野八丁柳町 66-3	075-463-1686
高齢サポート・紫竹	北区紫竹西南町 65-34	075-495-6638
高齢サポート・鳳徳	北区小山堀池町 10 レスポール紫明 102	075-223-3511
高齢サポート・柊野	北区上賀茂馬ノ目町 10-1	075-712-8621
高齢サポート・紫野	北区紫野西野町 15	075-494-3346
高齢サポート・乾隆	上京区千本通上立売上る作庵町 504	075-432-8677
高齢サポート・小川	上京区小川通今出川下る西入東今町 375	075-415-8866
高齢サポート・仁和	上京区御前通一条下る東豎町 132-1	075-465-7500
高齢サポート・成逸	上京区堀川通寺之内上る 2 丁目下天神町 650-1	075-415-8770
高齢サポート・大原	左京区大原戸寺町 380	075-744-4055
高齢サポート・左京南	左京区川端通夷川上る新生洲町 97	075-771-6300
高齢サポート・左京北	左京区下鴨上川原町 62	075-706-7280
高齢サポート・岩倉	左京区岩倉大鷲町 801	075-723-0800
高齢サポート・修学院	左京区山端柳ヶ坪町 18	075-723-8077
高齢サポート・白川	左京区浄土寺真如町 162-5 アンソレイユ真如堂 101	075-762-5510
高齢サポート・高野	左京区高野蓼原町 47-5	075-724-0397
高齢サポート・朱雀	中京区壬生馬場町 14-11	075-801-1384
高齢サポート・西ノ京	中京区西ノ京東中合町 2	075-841-0883
高齢サポート・本能	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町 346	075-254-0021
高齢サポート・御池	中京区御池通柳馬場東入東八幡町 579	075-257-5810
高齢サポート・洛東	東山区本町 15 丁目 794	075-561-1356
高齢サポート・東山	東山区渋谷通本町東入 4 丁目鐘鑄町 415-4	075-541-6171
高齢サポート・粟田	東山区三条通古川町東入分木町 80-2	075-761-8010
高齢サポート・音羽	山科区音羽珍事町 1-1 双葉ビル 101	075-595-8139
高齢サポート・山階	山科区竹鼻四丁野町 19-4	075-583-5833
高齢サポート・勧修	山科区栗栖野打越町 17	075-595-7736
高齢サポート・大宅	山科区大宅御所田町 115-1	075-572-6660
高齢サポート・日ノ岡	山科区日ノ岡朝田町 50-7	075-595-5575
高齢サポート・下京西部	下京区西七条南中野町 41-1	075-326-3639
高齢サポート・下京中部	下京区西洞院通塩小路上る北不動堂町 573	075-361-2141
高齢サポート・修徳	下京区新町通松原下る富永町 110-1	075-351-2153

高齢サポート・島原	下京区西新屋敷中之町 103-2	075-351-4850
高齢サポート・下京東部	下京区上之町 9-3 うるおい館 2 階	075-342-2698
高齢サポート・東九条	南区東九条西岩本町 1-1	075-662-3009
高齢サポート・久世	南区久世築山町 328	075-933-5787
高齢サポート・陶化	南区東九条東札辻町 6-1	075-671-2343
高齢サポート・唐橋	南区唐橋羅城門町 38 マム・スクエア内 1 階	075-694-6222
高齢サポート・嵯峨	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12	075-873-3085
高齢サポート・嵐山	右京区嵯峨野清水町 20 中川マンション 103	075-871-0200
高齢サポート・梅津	右京区梅津尻溝町 28	075-862-5171
高齢サポート・常磐野	右京区常盤出口町 5	075-873-3156
高齢サポート・西院	右京区西院上今田町 18-3	075-812-6712
高齢サポート・京北	右京区京北上中町宮ノ下 22	075-854-1111
高齢サポート・葛野	右京区西京極葛野町 3	075-322-2236
高齢サポート・花園	右京区花園鷹司町 1-1 高齢者福祉総合施設およその内	075-466-2711
高齢サポート・西京北部	西京区松尾井戸町 36	075-392-7817
高齢サポート・桂川	西京区下津林東大般若町 32	075-391-1772
高齢サポート・西京南部	西京区榎原秤谷町 21-2	075-382-1127
高齢サポート・沓掛	西京区大枝北沓掛町 1 丁目 3 番地 1	075-335-2201
高齢サポート・境谷	西京区大枝沓掛町 13-222	075-331-8781
高齢サポート・下鳥羽	伏見区下鳥羽但馬町 150	075-604-5011
高齢サポート・久我の杜	伏見区久我東町 202-6	075-931-8024
高齢サポート・向島	伏見区向島津田町 17-1 第 7 長栄マンション 1 階	075-622-8845
高齢サポート・東高瀬川	伏見区北端町 44-7	075-622-7745
高齢サポート・淀	伏見区淀美豆町 1055	075-633-6557
高齢サポート・桃山	伏見区桃山町立売 1-6	075-605-4707
高齢サポート・深草北部	伏見区深草一ノ坪町 40-6	075-641-2544
高齢サポート・深草南部	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 合地	075-641-9301
高齢サポート・深草中部	伏見区深草西浦町 5 丁目 15	075-642-5155
高齢サポート・醍醐南部	伏見区石田南森町 9	075-572-6572
高齢サポート・醍醐北部	伏見区醍醐大構町 28-3 サンフラワー醍醐 1 階	075-571-3560

■虐待・DV・性暴力

1. 障害者虐待について <http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/1348135153641.html>

平成 24 年 10 月 1 日から、障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。

この法律は、国、地方公共団体、障害者福祉施設等従事者や障害者を雇用する事業主などに障害者虐待の防止のための責務を課するとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方に通報の義務を課しています。

虐待の通報・届出

障害者が養護者や福祉施設等の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた方は、次の窓口へ通報をお願いします。

養護者・福祉施設等・雇用先からの虐待

（養護者・福祉施設等・雇用先）市町村障害者虐待防止センター

（雇用先）京都労働局

（雇用先）京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター（京都府障害者支援課内）

2. 児童虐待について <http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/gyakutai.html>

児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」

児童相談所全国共通ダイヤルは、子どもたちや保護者の SOS の声をいちはやくキャッチするため、平成 27 年 7 月 1 日（水曜）から「189」（いちはやく）という 3 桁の番号になっています。

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

3. ドメスティック・バイオレンス (DV) <http://www.pref.kyoto.jp/josei/dv-index.html>

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence: 以下、「DV」といいます) とは、夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DV に含まれます。DV は、心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。

もし、暴力にあったら、一人で悩まずに警察署や京都府配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

また、京都府や市町村の男女共同参画センター等でも、DV に関する相談に応じています。

配偶者暴力相談支援センター

京都府配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法により各都道府県に設置が義務付けられた施設で、DV 被害者の方の相談やカウンセリング、一時保護、自立支援のための情報提供、保護命令申立に係る手続等の支援を行っています。

電話や面接での相談により、専門の相談員が助言や相談に当たっています。相談の内容や個人のプライバシーに関する秘密は堅く守られますので、安心してご相談ください。

・家庭支援総合センター

電話相談：毎日（祝日含む）9 時～20 時

相談専用電話番号：075-531-9910

面接相談：月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）9 時～16 時（要予約）

- ・南部家庭支援センター（宇治児童相談所）

電話相談：平日 9 時～17 時

相談専用電話番号：0774-43-9911（面接相談は要予約）

- ・北部家庭支援センター（福知山児童相談所）

電話相談：平日 9 時～17 時

相談専用電話番号：0773-27-9020（面接相談は要予約）

※仮移転中（～令和 2 年 6 月末（予定））

4. 家庭支援総合センター <http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/index.html>

平成 22 年 4 月、京都児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に関する総合的な相談機関として、「京都府家庭支援総合センター」が誕生しました。児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど「家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談」に専門スタッフがワンストップで応じています。

相談代表番号：075-531-9600 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

こども虐待相談専用：075-531-9900 毎日 24 時間

DV 相談専用：075-531-9910 毎日午前 9 時から午後 8 時まで

ひきこもり相談専用：075-531-5255 平日 午前 9 時から午後 4 時まで

場所〒605-0862 京都市東山区清水四丁目 185 番地 1

5. 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA（サラ）

<http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/kyotosara.html>

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA は、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力による被害を受けた方へ、被害直後から中長期にわたる総合的な支援（医療的支援、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）を提供するため、平成 27 年 8 月 10 日（月）に開設した相談窓口です。

あなたの大切なからだところのために、まずは京都 SARA に電話してください。

女性の支援員があなたのお話をお伺いします。

相談専用電話：075-222-7711

相談受付時間：10:00～22:00（年中無休）

運営形態：京都府から（株）ウィメンズカウンセリング京都へ運営委託しています。

公費負担制度について：産婦人科医療やカウンセリングを無料で受けられる制度があります。詳細は京都 SARA までお問い合わせください。

■ひきこもりの相談 <https://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/29datuhikikomori.html>

脱ひきこもり支援センターの設置

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、両親や他の家族をも巻き込み家庭全体に大きな影響を与えます。この問題は本人や家族だけでは解決することが難しく、状況を改善していくためには、家族全体を支える第三者の存在が重要です。

京都府では、ひきこもり状態にある方と、その家族を支えるため、京都府家庭支援総合センター内に「脱ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり状態を脱して社会参加していくことを一体的に支援します。

専門相談窓口

【電話相談】

ひきこもり相談専用電話 075-531-5255（開設日時：月～金午前 9 時～午後 4 時）

【来所相談】

府内 2 箇所、個別の面接相談を実施しています。

＜脱ひきこもり支援センター＞（京都府家庭支援総合センター内）

京都市東山区清水四丁目 185 番地 1（電話：075-531-6540）

＜脱ひきこもり支援センター北部サテライト＞（京都府福知山総合庁舎内）

福知山市篠尾新町一丁目 91 番地（電話：0773-22-8728）

北部での相談は、原則として第 1・3 水曜日

面接相談は予約制です。まずは上記の「ひきこもり相談専用電話」へご連絡ください。

【アウトリーチ（訪問相談）】

相談の内容や本人の希望に応じて、家庭訪問や他機関への同行等を行います。訪問相談支援は慎重に進めることが必要ですので、まずは面接相談を始めた上で担当の相談員と御相談ください。

■法的トラブル <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/kyoto/index.html>

法テラスは、国が設立した法的トラブル解決の総合案内所です。

法テラス京都法律事務所

電話 0570-078332

IP 電話をご利用されている場合は、法テラス京都（電話：050-3383-5433）へおかけください。

所在地 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F
平日 9 時～17 時（土日及び祝日は業務をおこなっておりません。）

法テラス福知山法律事務所

電話：050-3383-0519

所在地 〒620-0054 福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F

業務時間 平日 9 時～17 時（土日及び祝日は業務をおこなっておりません。）

再掲

半数が社会的支援の必要な患者に直面 地区懇アンケート 現場での対応浮き彫りに

協会は2018年11月から19年4月にかけて「社会的支援を必要とする患者の事例」について会員アンケートを行った。各地区医師会との懇談にあわせて全会員2331人を対象にし、回答は293人（13%）であった。

独居・老老介護・DV……

社会的支援が必要と考えられる患者さんに接した経験が最近あるかについては、「ある」が147、「ない」が146でほぼ同数の結果であった（図1）。「ある」と答えた方のうち、122人が実例を記載。複数事例や複合事例があるが、大まかな分類をすると、「独居や老老介護による困難」が最も多く51件、続いて「DV、虐待、ネグレクト」28件、「経済的困難」27件、「認知症による困難」25件、「精神障害」15件、「病気の困難」15件、「発達障害」11件、「介護問題」5件、「不登校、育児問題」4件などであった。その実例の一部を表（P15）に記したが、開業医が日常の診療で気づき、奮闘するさまを垣間見ることができる。

患者の背景を窺うことから

「ある」と答えた方に、この1年間の実感を答えてもらったところ、「一定数は常にある」が61%、「増えている」が37%、「減ってきている」はゼロだった（図2）。

さらに、「ある」と答えた方に、なぜ分かったかを複数回答できいたところ、「ようすをみてわかった」63%、「本人から相談された」30%、「周囲からきいた」21%、「その他」14%（図3）。「その他」の内訳は、▽公的機関からの相談▽家族・施設からの相談▽ケースワーカーの紹介▽民生委員や地域包括・市の福祉課からの紹介▽地域包括支援センターから相談▽転院時情報で共有一。

適切な支援機関につなぐ

当該患者についてどこかに相談するなど、つないだ先を複数回答できいたところ、「介護事業所もしくはケアマネジャー」が41%、「地域包括支援センター」が40%、「市役所等」が35%、「どこにもつないでいない」も12%あった。以下、「社会福祉協議会」「地域障害者生活支援センター」「保健所」「児童相談所」「地域の民生委員・児童委員」「その他」

図1 社会的支援が必要な患者に接した経験



図2 この1年間の増減実感（n=147）

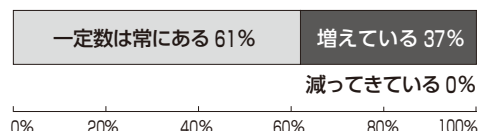


図3 なぜわかったか（複数回答）

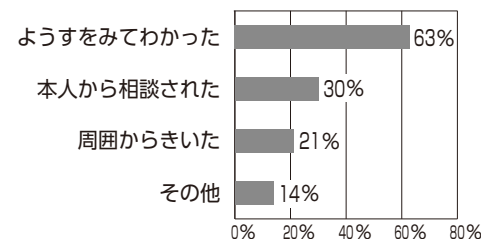
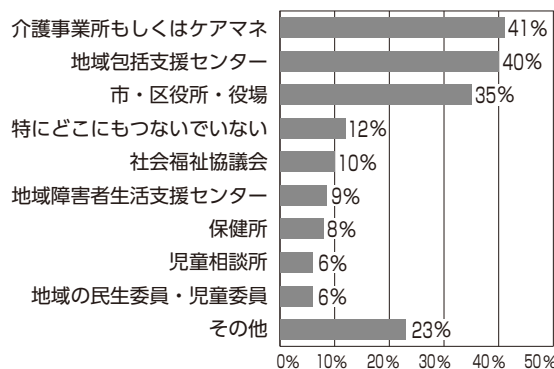


図4 どこにつないだか（複数回答）



員・児童委員」の順（図 4）。その他では、法テラス、病院MSW、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター、京都市外国人高齢者支援ネットワーク、寄り添い支援総合サポートセンター（京丹後市）。小児の発達障害等では療育施設、教育機関（学校・教育委員会）、相談支援事業所があげられている。

孤独死とも関わり

独居の高齢者が増加して、孤独死も増えているといわれていることについて、医師として孤独死に最近関わったことがあるかという質問には、「ない」が83%、「ある」が16%。そのうち多い方で50件、25件、10件という方もみられたが、ほとんどは1～2件であった。

「相談どこに？」

要望等には44人から意見が寄せられた。「事例に遭遇した場合、どこに相談したらいいのか」「気づいていないだけかもしれない」といった意見が最も多く、次に「深入りできない」といったものや、役所の対応への不満、ケアマネへの不信、患者・家族の非協力についての意見があった。具体的対応についても、地域での声掛けや見廻り隊などの活動や勉強会、キーパーソンの育成など、「サポートが入ると驚くほど生活が安定するケースが多い」「社会的支援が必要な人ほど、進行・末期がんで発見されることが多く、検診などで役所が定期的に把握する必要」といった意見があった。

潜在化したニーズを掴む

こうした背景について、日本学術会議の提言「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について（2018年9月）」によると、「家族、職場、地域の社会構造の変化によってもたらされており、今後ますます深刻化する」とし、「本人の自助努力で解決することは困難であり、社会の責任において取り組む課題である」とする。また、措置制度から利用契約制度への転換により、「行政の責任が福祉サービスの提供基盤の整備に留まり、どのように福祉サービスを利用して問題を解決するかは当事者に委ねられ」たが、「社会的つながりの弱い人の多くは自尊感情が低下し、自ら主体的にサービスを利用して問題を解決することができない」場合もあるため、「行政や福祉専門職の積極的な関与が必要」だとする。さらに、「社会福祉の制度利用を、個人の意欲の欠如や怠惰など道徳的な問題とみなす社会的な風潮がある中では、当事者は声をあげにくい状況に置かれ」、ニーズを掴むこと自体に困難が伴うとされる。今調査は、その潜在化したニーズを開業医が日常診療の中において掴み、適切な相談・支援機関につなぐ一端を担っているという現状が浮き彫りにされたといえるだろう。

なお、地区ごとの回答率は、与謝・北丹が34%と最も高く、舞鶴27%、下東25%、綾部24%、福知山と相楽が20%、宇治久世、亀岡・船井、左京、右京が13%、伏見、中西が12%、中東が11%、下西、綴喜10%、乙訓、西京、山科が9%、北・上東・西陣7%、東山5%と続く。所属別では、診療所が90%、病院が9%、保健所0.3%であった。

社会的支援が必要と考えられる患者さんの実例

医師の 年齢等		実例の一部(→はつないだ先)
1	50 代 診療所	▼経済的事由による中断、検査・投薬の拒否▼独居者の認知症進行による生活困難▼介護困難のためのネグレクト▼ゴミ屋敷→区役所、地域包括、介護事業所・ケアマネ
2	60 代 診療所	▼80 代男性、アルコール依存症と思われるが深夜に来て救急車を呼べと大声で強迫。保険証なし▼初診の 80 代女性、進行した悪性疾患が疑われるが、複雑な理由で検査拒否▼40 代男性、中等症以上の気管支喘息だが、無保険、区役所に相談に本人が行ったがだめだった▼認知症がひどいが、家族と喧嘩して孤立している 80 代女性→市役所、介護事業所・ケアマネ、その他
3	70 以上 診療所	年代は主に 10 歳前後、中学生の不登校、学校での人との関わり方、子どもと親との関わり方→児童相談所、心療内科
4	60 代 診療所	若年妊婦で経済的支援の必要な症例がよくある。家庭内 DV やデート DV の症例も時々ある。特に人工妊娠中絶希望の患者に多い→保健所、児童相談所、京都 SARA
5	60 代 病院	貧困、孤立、虐待(ネグレクト)、すべて日常的に接している→介護事業所・ケアマネ
6	70 以上 診療所	喘息患者(40 歳代男性)が粉塵の多い現場で仕事をしている。雇用先には健康管理の仕組みがない→話をもっていく先がないとの患者さんの訴え
7	70 以上 診療所	▼80 代女性(当院で以前から高血圧等で受診されていたが、その後認知症を発症)と 50 代後半の男性(不眠症で受診)の親子で貧困世帯▼80 代女性で独居だった患者は認知症が進行して包括支援センターに連絡したケースが2例ある→地域包括、介護事業所・ケアマネ、民生委員、法テラス
8	50 代 診療所	貧困な独居老人で社会的支援を言えば拒否する姿勢の方→地域包括
9	50 代 診療所	▼家族全員が知的・精神・身体障害を抱えており、問題が複雑化しているケース(福祉事務所が関与)▼精神障害または認知症で独居のケース(ケアマネに相談)→区役所、介護事業所・ケアマネ
10	50 代 診療所	40 代息子が脳梗塞で寝たきり状態になり 60 代の両親が自宅で介護し、3時間ごとの喀痰吸引が必要となった。そのストレスを 90 代母親への虐待で発散するように→地域包括、介護事業所・ケアマネ
11	30 代 診療所	孤立、ADL 低下、医療機関に受診しない、自宅がゴミであふれている。独り暮らし、特に高齢の方が、歳をとって生活が成立しなくなってくる方が多いように思う。在宅医療を介して安定させている→どちらかというと、最終的にこちらにつながる人が多い
12	50 代 診療所	▼子に虐待をうけている(誰にも言うなと言われ、介入困難)▼発達障害の方で社会的孤立→地域包括、地域障害者生活支援センター
13	50 代 診療所	独居で何ら支援を受けていない 80 代の方。本人は腰の痛みで通院。しかし、社会生活が一人では不可能。息子は非協力的→介護事業所・ケアマネ
14	50 代 診療所	80 前後の夫婦。夫はアルコール依存症+認知症。妻はアルツハイマー型認知症。同居の次男に何らかの精神障害あり。夫と次男の派手なケンカで警察沙汰で発覚。夫婦とも中程度の認知症あるも車を運転。夫は免許期限切れ。次男は両親に病院受診をすすめないなど→市役所、社協、地域包括
15	60 代 診療所	▼家族がいながら介護保険申請してもらえず、ネグレクトされている 80 代女性▼足腰が思うように動かないのに、独居を余儀なくされている高齢男性(介護申請を勧めました)→地域包括

16	60 代 診療所	70 代女性、脳梗塞で片麻痺、在宅療養中。娘が発達障害で収入が少ないと思われる→市役所・役場、介護事業所・ケアマネ
17	70 以上 診療所	80 代の夫婦二人暮らし、夫が認知症、介護していた妻が入院で介護困難→介護事業所・ケアマネ、社協
18	60 代 病院	80 代、男女問わず高齢世帯、家人が遠方のため定期受診は介助をしてくれるが、臨時受診できず本来外来診療ですむはずが入院となり、ADL 低下、介護度悪化。タクシー台数少なく通院に使えず、同様に車所有者もいない→医療機関から送迎、往診しないかぎり対応不能
19	50 代 診療所	▼80 代女性、夫は死去、長男は癌末期。知的障害の次男による激しい DV を受けている。本人は高度認知症あり▼70 代女性、本人は全盲。夫からの DV が激しく、うつ病、認知症。状況がエスカレートして危険なため特養に措置入所→地域包括、介護事業所・ケアマネ
20	40 代 診療所	40 代女性、身体障害あり、仕事できないので親と同居。親から言葉によるハラスメント。パニックになっても救急車を呼ばない。行政、警察に相談するも生活保護も受けられず、そのまま同居。精神科には親が他界しないと不眠は治らないと言われ、眠剤処方が続いている→全て自分で相談したが、どこも受け入れ不可であった
21	50 代 診療所	▼夫の介護で疲れており、介護保険で援助のあることを指摘した▼まだまだ公的な扶助システムを知らない人が多いのではないだろうか。また、恥ずかしさもあり相談できない人は日本人の性質上おられると思う→介護事業所・ケアマネ
22	40 代 診療所	糖尿病合併症で下肢切断、失明で独居で在宅医療。そもそも独居は無理があった→介護事業所・ケアマネ、地域包括
23	70 以上 診療所	①貧困＋知的障害②ネグレクト③発達障害、一人でも複数の問題を併せ持つことが多い。そもそもそういった視点がなければ今の小児科は成立しない→市役所、児童相談所
24	60 代 診療所	片麻痺（脳出血、脳梗塞後等）、認知症のため1人で通院できない、交通手段がない（タクシーではお金がかかりすぎる）→市役所、介護事業所・ケアマネ
25	50 代 診療所	老夫婦二人暮らしで年金が少なくて下水道設備などの分担金が払えない。生保になるにも車が手放せない（車がないと生活できないが認知症もある）→市役所で話を聞いて、障害認定を受けて医療費を減らして障害年金をもらおうと相談に
26	50 代 病院	精神科の特性上、受診される方の殆どが社会的支援を必要とされます→区役所、保健所、社協、地域包括、介護事業所・ケアマネ、地域障害者生活支援センター、民生委員
27	70 以上 病院	80 代の男2人、女1人→本院の MSW を介して無料低額制度の案内
28	30 代 保健所	小児、就学前 20 例、就学後 10 例ほど。ほぼ全員、発達障害、知的障害、医療的ケア関連。虐待が関与（重複）しているケースも一部あり→市役所、保健所、児相、療育施設、教育（学校・教育委員会）、相談支援事業所